

○議長（小林哲雄）

日程第２ 一般質問を行います。質問の順序は通告順に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ご異議なしと認めます。よって、一般質問は通告順に行うことに決まりました。それでは、一般質問を行います。質問、答弁は簡潔にお願いいたします。

１番、菊川敬人議員、どうぞ。

○１番（菊川敬人）

皆さん、おはようございます。議席番号１番、菊川敬人です。

通告により質問の許可をいただきました、追跡・事業補助制度の現況と可視化についての質問を行います。

町では、公共の活動を行う各種団体に対し、さまざまな形で支援を行えるように補助金が予算化されています。しかし、一向に景気の回復が見込めない現状でありながらも継続した支援が図られることについての検証は重要であります。補助金の補助率増減は町の財源に直接的な影響を与えるもので、一定の補助とともに補助額の見直しを定期的に図る必要があります。補助金の原資は税金であり、町民一人一人から納められたものであることから、平等で、かつ適正な配分が求められます。そして、補助金を含めた公金の支出については、その内容や効果を含めた透明性の確保は不可欠であり、使途については町民より求められるものでもあります。

平成２２年には補助金制度の明確化とした質問を行っていますが、改めて補助制度の実態について確認を重ねていきたいと思えます。町の事業執行に伴い、公益性の高いものと認められた場合に交付される金銭的な給付として公的に認められた補助金のあり方について、再度伺います。①現在の補助金交付制度上の運営についての実態と所感は、②今後の各種助成・補助制度に対する方針について、③国・県の補助制度と町単独補助のあり方について。以上で１回目の質問といたします。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

菊川議員のご質問にお答えします。

まず、平成２２年の補助金制度の明確化のご質問ですが、補助金を交付する理由や根拠、あるいは審査という基準をしっかりと定め、わかりやすくすべきということ、また補助金の定期的な見直しが必要ということであったと思いますが、そのときの答弁では、統一した基準というものは設定していないが、それぞれの補助金はその時代や政策目的に合致しているかどうかを精査した上で、予算上、執行を行っているとお答えしております。また、支出根拠が不十分であるものについては、整備を行っていくとお答えをしております。その上で、現在の補助金制度の状況に

ついて、お答えをさせていただきます。

まず、補助金の執行に当たっては、補助目的や補助の内容、補助率、補助額等が時代に即しているか、町の政策目的に合致しているか、内容が適正であるか等について、十分に審査を行った上で執行することが原則であります。補助金支出後の事業評価と成果の確認については、基本的には各担当課で実績報告の審査を行っておりますが、そのほかに事務事業評価や監査委員による決算監査を毎年実施しております。加えて、財政援助団体に対する監査も実施をし、適正な執行であるかの確認を行っております。また、開成町行政改革大綱にも補助金の見直しを明記していることから、行政改革推進委員会でも審議されることになります。これらの状況から見ますと、補助金制度の運営としては妥当なものと考えております。

なお、現在実施している町民活動応援事業補助金は、内容を公募し審査を行った上で補助を決定するなど、新しい試みも行っているところであります。

参考までに、平成22年のご質問にあった補助金支出の根拠法令の状況をお話しさせていただくと、平成25年度の一般会計当初予算ベースの補助金総本数は87本、総補助金額は1億7,700万円とあります。そのうち個別の要綱によるものが56本、町の補助金交付規則によるものが27本、国の要領に準じているものが1本、町の条例によるものが1本、要綱等がないものが2本となっております。

次に、町の助成補助制度に係る方針であります。これまで同様、次の方針により引き続き行っていきたいと思っております。一つ、補助金の種類、性格、根拠を明確にしていくこと。二つ、補助金支出の効果がわかりやすく示され、また町としての政策目的が確実に達成できていることがわかるようにしていくこと。また、効率的に補助金が支出されていること。三つ目、団体運営補助では、当該団体の自主性・自立性を損なうことがないよう、また補助団体間の公平性に配慮をされていること。さらに、先ほどの町民活動応援事業補助金のような新しい形の執行方法も拡大していく必要があると考えております。

次に、国、県の補助制度について、補助制度の概要と事例を何点か紹介させていただきます。国からの補助制度については、さまざまな形がありますが、大きく分けて、国から町に直接交付される直接補助金と県を通じて町に交付される間接補助金があります。直接補助金の場合、県が法令や任意で補助金を町に追加交付することが多く、また、間接補助金の場合も県が追加交付することが多いのですが、一部追加交付のない、いわゆるトンネル補助と呼ばれているものもあります。

一例を挙げますと、直接補助金では、地域生活支援事業補助金は、補助率は国が2分の1、県が4分の1、これに町が4分の1を負担し事業を行います。また、地域自殺対策緊急強化事業等補助金は、国が県に補助した原資をもとにして県が設置した基準から10分の10で補助されるもので、いわゆるトンネル補助と呼ばれるものになります。いずれも交付は申請主義であり、年度当初の申請、年度途中の変更申請、年度末の実績報告により交付されますが、予算の範囲内とされるものがある

ります。

県の単独補助についても、さまざまな形があります。例えば、民間保育所振興費補助金は、県2分の1、これに町が2分の1を負担し事業を行います。県の要綱に基づくものであり、予算の範囲内での補助とされております。当初申請、変更申請、実績報告により交付がされております。

町の単独補助のあり方については先ほどお答えしたとおりであります。今後は補助先の活動の内容を客観的に評価することにより、公平性を考慮しつつも、補助の内容を、ある程度、差別化していくことも考えていきたいと考えております。

いずれにしても、補助制度は、その背景や時代の要請等により内容はさまざまです。国、県の補助制度も含め、見直しや透明性の確保は常に行っていく必要があると認識をしております。

以上であります。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

それでは、改めて質問を行います。

まず初めに、制度運用についてであります。ただいま、町長より答弁をいただきました。平成22年度の質問を含めた形で一定の答弁をいただいておりますので、この答弁の中から、まず気がかりである部分をお伺いいたします。

補助金支出後の事業評価と成果確認については、基本的に各担当課で実績報告の審査を行っている、ほかに事務事業評価や監査委員による決算監査を毎年行っているということでもあります。この審査は、非常に重要な審査であると思います。本来であれば、この部分の審査に関しては、補助金審査委員会とか、あるいは第三者を含めた第三者審議会といったようなところで多角的な方面から審査を行うべきではないかと私は考えます。補助金の透明性あるいは硬直化を防ぐために、第三者が第三者委員会で議論する必要がある大いにあると思います。

補助金は、一旦交付されますと恒久的なものと錯覚しがちであります。そして、注意すべき点は、交付団体の決算状況について、あるいは執行状況の確認の必要性についてであります。町外において、交付団体が「予算が余ったから、こんな備品を買ったよ」とか「こんなものを今度、買うんだ」という話を耳にすることがあります。今、町では、補助金に関する第三者を含む審査会がありません。その必要性について、考えを伺いたいと思います。

それから、決算審査についてであります。先ほど町長は毎年行うという形で言及されておりますが、補助金自身に対する監査は当然行われているものと思いますが、この監査については、誰が、どのように行っているのでしょうか。補助金交付要領では監査に関する取り組みがどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（小林哲雄）

企画政策課長。

○企画政策課長（亀井知之）

それでは、お答えさせていただきます。

まず、1問目の多角的な審査が第三者の目で必要ではないかということでございますけれども、先ほど町長からご答弁申し上げたとおり、全体として87本というかなり多い本数というふうになっております。ですから、これを1本1本、全てのものを審査するというのは、なかなか難しいものがあると率直に感じております。ですから、基本的には、各補助金を所管する所管課のほうで提出された実績報告に基づき、次年度の予算計上も含めて審査をするというのが、これが原則になろうかというふうに思っております。

ただ、そのような第三者の目で見える審査会というものも必要ではないかというご指摘でございますが、それについては、私どもとしても必要性というのは感じてございます。実際上は、先ほど町長答弁にもありましたように、多角的な面でいろいろ支出の状況についてはチェックを行っているところでございますが、第三者の委員会というものを今すぐに立ち上げるというような考えは、今のところ持ってはございませんけれども、この87本のうち、例えば、金額の大きいものとか、あるいは課題のありそうなものについてはピックアップをして、そのような第三者の目を見ていただくということも考えていかなければいけないのかなというふうには思います。

その意味で言いますと、3年前に事業の仕分けというものを行いました。そういうやり方も一つの方法ではないかと思えますし、これは過去の答弁の中で事業仕分けについてもご質問がありました。そのような形を今後やっていくことも検討はしていくというようなお答えをしたと思えますが、その中で補助金についても一応、机上にのせるということは考えられるのではないかというふうに思っております。

2番目、決算審査につきましては、今回の9月会議でも上程されているように、監査委員さんのほうで審査をしていただくと。その中では、1本1本の補助金について、これはこうという話は、監査委員さんの耳目を引くものについては個々のやりとりは当然ありますけれども、全体として、この補助金の執行について大局的な目から監査委員さんのほうで審議をしていただいていると、このように認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

私は、補助金制度そのものについて、決して否定しているものではありません。自治法の138条の4の第3項には、補助金に関する審査会あるいは審議会等は設置できるというふうにならっております。私の考えます審査会の任務ということについては、町長の諮問に応じ、交付される補助金について、その交付の適否や金額等について審議する、そして要綱等で定めた補助金であっても、補助の目的と効果

について不要であったり、あるいは疑義があるものについては、しっかりと審議を行い、その審査会の中で意見書をまとめて町長に答申するべきではないかなというふうに考えています。そういうことから、外部的な目で審査・審議を行う必要があるかなというふうに強く感じるわけであります。

それから、答弁の中に行政改革推進委員会で補助金の見直しを行いますということと言われましたが、本当に、過去、この推進委員会の中で審議を行われた経緯があるのかどうかということをお伺いしたいと思います。改革推進委員会の設置、補助金の詳細見直し等について、条例で定めてはないように思うのですが、経緯についてお伺いいたします。

○議長（小林哲雄）

企画政策課長。

○企画政策課長（亀井知之）

お答えいたします。

まず、行政改革推進委員会の審議でございますけれども、これまでの審議の中では、補助金ということに一つ、それだけをピックアップして審議を行ったということとはございません。ただ、行政改革の一環として、当然、補助金のあり方というのは遡上に乗っかっておりますので、それについて議員さんのほうにお聞きをして、それに対する委員のほうからの質疑という形で補助金のあり方についてはどうなのだというような、そういうようなやりとりがあったということは、それはございます。ただ、菊川議員がおっしゃるように、それだけ取り上げて集中的にやったということはないということになります。

以上です。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

それでは、いろいろ申し上げますが、どうも中身がよく見えないというか、公表の部分ではっきりされていないというところがありまして、常に不安に思っているところでありまして、その公表というところで伺いたいと思います。公表の周知の観点ということから、補助金対策事業としては公益性に資することが大きな条件であるというふうに思います。事業の検証は当然のことながら、交付の目的やその根拠は明確であること、これが大変重要であると思います。交付に関しては、さまざまな分野や団体があります。その公益性については、行政同様に町民としても事業の成果・効果について、どうなっているのか確認を求める必要があると思います。そして、報告も同時に求める必要があるのではないのでしょうか。

補助を受けた団体等は、事業終了後に町長宛てに報告書を提出することになっております。この報告書によりまして、また翌年度の交付額等が決定するものと推測いたします。担当部局では、当然のことながら、その内容について精査され、当年度及び翌年度の交付について議論がされるわけでありましたが、金額的に大小はあり

ますが、この事業評価という部分について、先ほど申しましたように若干理解が不足しております。総体的な事業評価についてはホームページで公開しているよということを言われておりますが、どうも私はホームページを見ても、その部分の事業評価、内容についての表示が発見できません。どこで、どのように公表しているのかということが不明であります。

平成24年度の補助事業を初めとし、その他の補助団体においても税金投入の観点から公表を望むものであります。何が、どのようになっているのか、そして、その結果、どうであったかということ望むものであります。現状の補助制度はもとより、補助金交付先、そして、その使われ方が妥当か否か、また、交付額が多いのか少ないのか、そのようなことを理解する必要があると私は考えます。そこで伺いたいのですが、現状の交付で、それぞれ交付団体におかれましては金銭的に満足されているのか、それとも不満足なのか。交付団体の会計として、残金や繰越金が発生しているのか、いないのか。町民にわかりやすい補助金執行のために補助事業評価の公開を望むものであります。この件について答弁を求めます。

○議長（小林哲雄）

ちょっとお待ちください。先ほどの地震の件なのですが、情報が入りましたので、とりあえず報告いたします。県西部、震度3、開成町は震度2、今のところ、まだ震源地は不明ということで情報が入っておりますので、お知らせいたします。

それでは、続けます。

企画政策課長。

○企画政策課長（亀井知之）

お答えします。

ホームページにおける公表についてでございますけれども、1本1本の補助金について、その内容等を現在公表しているわけではございません。毎年、企画政策のほうでヒアリングを行いまして、いわゆる先ほど答弁にもございました事務事業評価、これは毎年行っておりますので、総体の形で公表しているという程度にとどまっているということでございます。

お尋ねの補助の1本1本の内容を恐らく団体あるいは金額等を含めて公表したほうがよろしいのではないかというようなご指摘だと思いますけれども、ご質問にもありました3年前、平成22年のときのご答弁にもございましたけれども、そのような根拠法令等も含めて、公開については考えていきたいというようなお話をさせていただいたと思っております。

ただ、そのときの状況でございますけれども、ホームページ、私どもで管轄しておりますけれども、とても全てのものを網羅して公表できるだけのページ数を持っておりませんでした。なかなか全て町全体のことを公表するにはページ数としては足りなかったということもございますし、そのような体制もできていなかったということは事実でございます。今年度、そのような状況を踏まえまして、ホームページのページ数を予算でお認めいただいて増やすことになりました。今まで500ペー

ジでございましたが、それを1,000ページに増やしてございますので、多少ゆとりは出てきているということになりますので、全てのものというふうにはちょっとここで即答はできませんけれども、内容を精査した上で公表に向けるような体制はできておりますので、そこは考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

どこに補助がされているのか、その補助先がどういうことをやっているのかという内容が見えないというところがありますので、その不安感を払拭するためにも、代表的なものでも結構ですから、ぜひ公開のほうをしていただきたいというふうに思います。

次に、要綱に関することではありますが、補助事業が行政運営には必要不可欠であることは、これは言うまでもありません。限られた予算内で配分するのは、担当部局については大変苦慮をされているものと思います。この補助金は、当然のことですが、その効果性であったり必要性、適格性については担保するシステムが必要であると思います。審査会、公表、見直しの概念から常に私が感じることは、交付に当たり基準はどのようになっているのかということでもあります。補助金限度額や補助率については、要綱で個々に定めてあるというふうに言われます。では、この要綱は何に沿ってできているものか、その部分がちょっと不明であります。根拠となる補助金交付に対する基準が必要と考えます。なぜ交付するのか、この部分が肝要かと思えます。

社会情勢により景気の変動が生じております。事例をとりますと、リーマンショックで自治会の補助金がカットされました。このときに30%、補助金をカットされておりますが、このカットするときの根拠となる要綱は、どの要綱を根拠にカットされているのでしょうか。その部分が不明でありますので、お答え願いたいと思います。

○議長（小林哲雄）

副町長。

○副町長（小澤 均）

大変厳しいご指摘だというふうに思いますけれども、自治会さんに対する交付金の3割カットという部分については、そのときに町の財政的な逼迫の状況がありましたので、それは、特に要綱上の規定ですとか定めですとか、そういったところのことに基づいて措置をさせていただいたということではなくて、全町的な財政援助団体に対して3割カットをお願いしたという行為の中でご理解いただいたといった部分があります。なおかつ、そのことについて、議会のほうにもご報告をさせて、一定の了解をいただいているというふうには認識をしております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1 番（菊川敬人）

副町長の言われますことは、私もよくわかります。私の言いたいことは、その根拠となるもの、これは22年度のときも同じようなことを申し上げておりますが、その裏づけとなるところをはっきりしておかなければいけないのかなど。その都度その都度、決めるような形になりますので、そこのところをきちんとしていただきたいということを申し上げたいと思います。

では、その部分について再度質問いたします。

補助金を交付するに当たり、補助金の適正化に関する指針を設けることが私は大変重要であるというふうに考えます。長年継続して交付することにより既得権化され、団体の自立の希薄化や、あるいは自立が阻害される場合があると思います。俗に言うマンネリ化というやつだと思います。まず、補助金の交付には、なぜ交付するのか、この部分が明確になっている必要があります。交付基準を設け、その基準項目を満たす交付団体を条件としておくべきだと思います。事業の公益性や有効性について基準を満たすことや、補助率については、団体、事業の必要性及び内容を定めることが必要だと思います。

そして、補助金の検証と見直しについては、現状では所管する課で事業内容の確認を行っているわけでありますが、ここで重要なことは、交付申請時にどのような項目を確認したのか、そのことが、確認することが明確になっているのかということが重要だと思います。また、実績報告についても同様に、何を確認してどうであったかということを明確にするものが必要かと思っています。本当に必要な補助金であるか否かの精査を行い、今後に向けて継続すべきものであるか縮小すべきものか、あるいは廃止すべきものか、それを定める基準に沿って確認を行い、実効性の高い、そして公益性の大きな補助制度にすべきというふうに考えます。こうした指針を作成することで実務手順マニュアル化が図れるというふうに考えますが、補助金適正化指針の作成について、どのように考えておられますか、答弁を求めたいと思います。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、結論的には、適正化指針を設けるかということですが、それは考えてはいません。

説明をさせていただきたいのですが、その前に全体的な流れとして、もう少し整理させていただきますと、議員のおっしゃられている補助金というのはいろいろございまして、給付金から何から全部。というのは、補助金というのは、これこれこういうものが補助金ですよという法律的定義はありません。法律的定義はないのですけれども、会計上の区分として負担金ですとか給付金ですとか補助金ですとかという区分を分けてございます。議員がおっしゃられている部分は、特に団体への補



助金、それ以外に何々購入費の補助金とかとございますけれども、そういうことではなくて、団体への補助金というのが主なご質問のポイントかなというふうに整理させていただきます。

その中で、先ほど審査云々という部分がございましたけれども、それも精査しなくてはいけないのは、まず審査というのが、補助金を補助して、補助された団体がその補助金を適正に運用したか、適正に支出したかという、その部分についての審査という部分がございます。それと、議員がおっしゃられているのは補助金を出すよという制度自体の事業、いわゆる行政側の事業としての事業効果なり効果測定が必要ではないかという、この二つがあらうかと思います。

先ほどの前者のほうの団体のほうの中身がどうかという部分につきましては、これは一応、システムとすれば大きく言うと監査委員、監査機能がございますから、これは監査委員が補助金を出している団体の会計状況は監査をすることができます。なおかつ、自治体の、うちは町長が監査委員にどどここの団体の監査をしてくれという、そういう要求をすれば、監査委員は監査をしなくてはならない、できるという、そういうシステムになってございます。それが一つと、まず先ほどから話をしている団体からの報告書、決算書ですとか、例えば自治会なんか、先ほどのお話でいえば、毎年、総会が終わった後に、自治会からの決算書、あと事業報告書、総会資料等、それらをいただいて、一応、それは審査はしていると、所管課ですね、そういう形になってございます。

全体的な指針というのは、まさに今、話をしているように、いろいろな補助がございますから、それぞれが要綱なり所管課が行ってございます。何をどういうふうに審査したかというのは、その要綱要綱自体によって違いますので、ここで全体としてどうのという部分で言うとするならば、そこの制度としてつくってある要綱でうたっている部分がきちんとできているかというのは、当然、審査をしているはずでございます。

もっと大きく言うと、その補助事業自体がどうなのかというのは、いろいろフィルターがございまして、まずは予算をとらなくてはいいから、それは当然、議会のフィルターがかかっていると。これは、もう当然のことだと思います。決算も、監査委員の決算審査も受けるし議会の決算認定も受けているということといえ、そこでも一定のフィルターがかかっていますし。それと、行政側の事業がどうかという効果測定は、事務事業評価という制度がございまして、その中で、これは第三者は入っていないですけれども、内部の中の事務事業評価という形で評価はしてございます。その部分で、必要があるかどうかというような議論はしているところでございます。そういった中で行っていますので、全体としての指針という部分は設けることは考えていません。

それと、もう一つ。補助金の部分については、基本的には申請主義ですから、町のほうがつくる場合もございますけれども、基本的には申請主義で、補助金が欲しい団体が、行政側の制度があれば、その制度を利用して、これこれこういう補助金

が欲しいんだよという、あくまでも申請主義であるということです。その申請されたものに対して要綱と照らし合わせて、まずは要綱の事業に合っているかどうか、その団体がそぐっているかどうか、そこは審査をして、いいのではないかなれば補助の決定をする。決定した後に中間報告を求める場合もございますし、最終的な事業終了後の、自治会でいえば年の会計報告を受けるという、そういうシステムで行っておりますので。

議員のおっしゃられている部分はわかりますけれども、公表という部分は、団体の内容ということではなくて、行政側としての補助金の事業が効果があったのか、なかったのか。あるいは、団体がマンネリ化しているのではなくて、行政側の補助制度の事業がマンネリ化しているのではないかという部分の効果測定は、十分やる必要はあると思っています。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

何かちょっとごちゃごちゃしてしまいましたけれども、では、その部分で例を挙げて質問いたします。

これは6月の一般質問でも行っておりますが、補助金の大きいものの中に、平成25年度では保育所充実事業費として3億885万9,000円というものが計上されております。その内訳として、入所児童委託料が2億4,332万4,000円、そのほかに民間保育所運営費補助と保育対策等促進事業費補助、この2件で5,416万6,000円となっています。それから、もう一つ、これは今年度に限りかもしれませんが、保育士等処遇改善臨時特例事業補助、これが538万計上されております。これらの事業は継続した形で行われておりますが、今、述べました4事業の合計をしますと3億287万ほどになります。この金額は、ほとんどが認可保育園という形で、認可外には届かない補助金であります。そこには県の補助2分の1、町が2分の1という形で拠出するわけですが、金額的にも非常に多額であるということ。こうした補助システムが本当にノーマルなのかなというふうに考えざるを得ないところがあります。こういうところにおいては、やはり先ほど申しましたように第三者を含めた第三者審議会を設けて、それで十分議論され、私を含め我々が不信感を持たないような感じにすべきではないでしょうか。

世間には、独占禁止法とか、あるいは入札とか見積もりとか、場合によっては相見積もりというのがありまして、そうすることによって予算を縮減したり平等化するということが行われております。そういう観点から、補助金制度についても透明性と平等化を保つ必要があるというふうに考えます。補助金事業とは、当然、要綱に従って補助される事業のはずであります。今、述べました4事業についての補助事業に対する対象施設、あるいは補助内容を見直すべき基準というものがはっきりと定められているのでしょうか。補助金交付要領と見直し基準について、お伺いしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

ただいまの補助金の関係、福祉課の関係でございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

今、議員が挙げた補助金、いろいろなタイプのものが含まれております。最初に言われました認可保育園の保育所入所児童委託費の約2億数千万の話でございますけれども、これは児童福祉法で定められて国の法律で定められた補助金で出ているものでございます。そして、その申請については、県が非常に厳しくその内容を査定いたしますので、そこに基づいて行っているものです。

それで、あと、もう二つのまず保育対策促進事業費、これも児童福祉法の関係ではございますが、予算の支出の項目としてはいわゆる負担金ではなく補助金となっておりますけれども、これは国の要綱あるいは県の要綱で県、国から合わせて県を通して来るもので、やはり県によって厳しく査定をされているということで。これにつきましては、補助金という形もございますので、国、県の要綱で定めておりますので、町においても要綱を国、県の要綱に沿って定めて支出をしていると。

それで、あと民間保育所運営費補助金。これにつきましては、国からは一銭も来ていないもので、神奈川県においては保育の質をほかの県より高めようということで、保育士の人的配置を国の基準より高くしております。その分について県が2分の1を出すというようなことで、やはり県の要綱で定められておりますので、町におきましても、22年度の菊川議員の答弁を受けて要綱をしっかりと町が整備をいたしまして現在はしています。

最後に、もう一つ、25年度の新規事業のことだと思いますが、保育所等処遇改善臨時特例補助金と。これにつきましては、先ほど最初の町長の答弁でもありましたけれども、トンネル補助金というような、いわゆるそういう言い方がございますけれども、これは県から補助金を10分の10、全額いただいておりますけれども、実は、この原資は全て国の金というようなことで、国からすると国のお金を県をトンネルして町に出しているということでございますけれども、それにつきましても、国には子ども・子育て基金の要綱、町におきましても、それに該当する開成町安心子ども交付金事業費要綱というようなこともつくって対応していると。

それで、あと、今、議員の指摘がありました、これの補助金は全て認可保育園に対する補助金ということで対応しているものでございます。

ですから、今のを総じて言いますと、当然、町の監査、非常に金額の大きいものでございますから、監査等でも監査委員のほうから、この金額はどうやって決まっているのよというようなことの指摘あるいは説明を求められることがございます。当然、先ほど石井部長の回答にもありましたけれども、1年間のルーチンとして、議会に行くための、その前の予算づくりでの査定等でも、そこら辺は厳しく金額を査定されているというようなことで、町としても、そこら辺は厳しくやりながら国、

県の審査に従って出しているというような形でございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

それでは、今の保育士処遇改善臨時特例事業について、もう少しお伺いしたいのですが、これは認可保育園に限定されているという答弁がありました。ここでは当然、保育士処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱というものが町では制定されるのでしょうか。この要綱に沿って交付をされるのでしょうか。交付については要綱が必要かなと思いますが、この辺のところはどうでしょうか。まず、これを1点、お伺いしたいということ。

それから、この事業については、厚労省では、基本的な考え方として、待機児童の早期解消のため保育所の整備等について量的拡大を図る中、保育の担い手である保育士の確保が課題となっている、保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行うものというふうになっております。これを見ますと、この文言から見ますと認可に限られた補助金ではないのではないかなというふうな受け取り方もできますが、同時に厚労省は5月1日に待機児童解消加速化プランというのを出しております。この中でも5本の柱を設けておりまして、同様なことを申しております。ソフト面あるいはハード面について述べておりますが、保育士の量の拡大を支える保育士確保とか、あるいは認可を目指す認可外保育施設への支援というふうな形で決めております。したがって、当然、認可保育園以外でも、もらえるような補助金であるべきかなというふうに私は考えますが。

それから、加速化プランの中に一つ気がかりなところがありますが、潜在ニーズも含めた待機児童解消を強力に進めるため、潜在ニーズも含めた待機児童の解消に意欲のある自治体の手挙げ方式による以下の支援策を総合的に実施するというのが書いてあります。自治体の手挙げ方式というのがありますが、加速化プランに関する、要は、国からの補助をもらうための町としての手挙げ方式には、どういうふうな形で審議していかれるつもりでしょうか。

○議長（小林哲雄）

福祉課長。

○福祉課長（遠藤伸一）

お答えをいたします。

まず最初の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、国においても安心子ども基金からのお金を県を通して出しているということで、これにつきましては、開成町安心子ども交付金事業交付要綱ということで、それに基づいて町としては対応しているということがございます。

これにつきましては、要綱の中身を今、議員のほうから説明をしていただきましたし

たけれども、確かに、そこに認可保育園のみとは書いてございませんけれども、県のほうの対応としては認可保育園に対する保育士の処遇改善ということで、県下の認可保育園に押しなべて補助をされていると。これにつきましては、非常に保育所を国全体的に増やしている中で保育士不足等がある中で、その給与面の改善を図るというような考え方できておりますので、先ほどありましたけれども、申請というのが町内の認可保育園からも出ておりますので、それに対応して県の基準要綱の枠内の中で交付をしているという状況でございます。

また、加速化プランの話が出ました。これにつきましては、待機児童解消、その中で潜在的ニーズというようなことで手挙げ方式の話が出ましたけれども、まずは、加速化プランについては、待機児童が出ているところは、必ずそのプランをつくりなさいよと。加えて、今後、そういう部分で、待機児童が出るだろうというようなことも自ら市町村の判断で手を挙げてやりなさいよという意味が手挙げ方式という意味でございますけれども、当然、今の加速化プランについての補助金につきましてはハード面の補助金と。すなわち、例えば、認可保育園を新たに作るとか等々のそういう部分、いわゆる事業者側のそういう申請、あるいはそういう意向を捉まえての加速化プラン、潜在的ニーズへの補助というようなことでございますので、今、開成町においては、ちょっとその対象が実際に事業所として出てこなかったという中で、それについての加速化プランについては町は出していないということでございます。

以上です。

○議長（小林哲雄）

町長。

○町長（府川裕一）

今のやりとりを聞かせていただいて、今回の補助金の質問から大分外れているのではないかなと思っているのですけれども、補助金という中で、最初にお話ししましたけれども、国からの補助金、県からの補助金、町単独の補助金。菊川議員は最初に、補助金を出している以上は、毎回、補助金をきちんと精査され、また使用ができていないかを審査する機関をつくったらどうかという話の中で、今の個別の話でいくと、国、県の話は個別で今、質問され出しましたけれども、これはやはり議会の皆さんがきちんと、決算でも一般質問でも構いません、審議をしていただければいい話だと思います。

国の問題と県の問題と町の中で、私は今、菊川議員は、やはり町の中の補助金に対して、これからどうしていく、それがきちんと出されているか。先ほど、補助金を出している団体の中で、それで足りているのか、多いのかという話も出されました。いろいろな中で、リーマンショックのときに3割カットをさせていただいたという中で、要綱に載っているのかという話もしました。いろいろな政策の中で、そのときの判断、政治的判断で変わってくる部分、補助金に対してあると思います。それは、一律3割をカットする要綱をつくってするということではなくて、それぞ

れの各種団体において、今、リーマンショックの中で財政的に大変厳しいので、何とか3割をカットさせて我慢していただけないかというお願いの中、調整の中でさせていただいていると思っています。

そういった中で、菊川議員は、できるだけ全般的な話ではなくて、今、こういう団体でこういう問題が起きているから、これに対して補助金は、考え方はどうなのか、多いのか少ないのかという話を、ぜひ、していただければ個別に答えられるのですけれども、全般的な中で国、県、町の補助金をごちゃまぜで質問されている中で、私はそういうふうに出て受けているのです。質問の中で、今、されている質問というのは、個別で議員としてされる内容だと私は思いますし、それを今度は審議会では補助金の内容について審査する内容ではないと思いますので、それぞれの補助金について、国、県、町をきちんと分けて質問していただかないとわからない部分があると私は思います。

今、開成町は、第五次総合計画が4月から始まりまして、開成町を日本一元気にするために、私は各自治会の活動を支援していきたいと、最大限、自治会活動が活発になるようにしていきたいと思っているのですけれども、現実的には、まだ3割カットの補助金を戻すことはできていません。できるだけ早く戻したいと、これは政治的な判断だと、この数字は、と思っています。戻すときに、各自治会、今、格差が出ています。人口が増えているところ、増えないところ。そういうときに、今度は一律に3割を戻すのではなくて、戻し方というのは、またきちんと議論をして自治会の補助金も増やしていきたいと思っています。その時々判断によって、補助金の出し方、減らし方、増やし方も変わってくるのではないかと思います。

開成町の補助金、例でいけば、婦人会があつたり商工会があつたり身近な問題としてあるものもあれば、国から来て県から来て、先ほどの保育園の関係は、これは町の判断の中というよりは、もう決められた要綱の中で補助金を出している。私はそのように受け取っておりますので、議論の仕方が、どの部分において補助金がいいのか悪いのかという形で質問をされれば、私も答えやすいと、私は今、聞いていますので、その辺の中で、質問について、ぜひ考えていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

町長はそういうふうに述べられますが、私は通告をしています。③に、国、県の補助制度と町単独の補助のあり方についてと書いています。先ほど言われましたように、国の制度はこういう制度がありますけれども、町はどうするのですかということ私には聞いているわけです。これは、この3番で聞いているわけです。ですから、通告からそんなにずれた形で質問しているわけではありませんし、また、自治会の補助金についても、30%カットしたものを戻せとも一言も言っていませんし。

その30%カットする根拠は、何でカットするのですか。財政が逼迫したから、厳しいからカットしますよということは十分わかります。そういうときに、カットしますよという指針を私はつくりなさい、あったほうがいいですよということを言っているわけです。ここでこういうふうに定められていますよ、要綱にこういうふうにありますよ、指針でありますよ、だから、こういうときにはカットするのですよという、そういう根本的なところをきちんとつくってくださいよということを前回から言っているわけです。その部分は違いますか。

○議長（小林哲雄）

行政推進部長。

○行政推進部長（石井 護）

私のほうからお答えさせていただきます。

まず、なかなか専門的な部分がございますので、もう一度、整理をさせていただきますと、国の補助金というのは、議員もご存じかと思えますけれども、ちょっと長ったるい部分で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる補助金適正化法というものにのっとって処理をされています。審査なりなんなりは、そこでやる部分になります。それが、国が地方自治体に補助金を出すというのは、これは地方財政法の16条によって、これもご存じかと思えますが、補助金が国から地方公共団体へ来ると。そのときに、先ほど私が申し上げた地方財政法の中で会計上の区分が三つほどございまして、国庫負担金ですとか国庫補助金ですとか国庫委託金というふうな区分をして公共団体に来ると。それが、県も同じような形ですけれども、国、県から来る補助金というのが一つありますよね。

それと、もう一つ。自治会と異質な部分というのは、自治会については議員が冒頭おっしゃられた地方自治法によって、地方公共団体は地方公共団体の長、町長の判断と、議会に当然かけますけれども、判断によって補助できますよと。これは全く町の単独の補助ですから、逆に言えば、国とか県は、ちょっと言葉はあれですけれども、関係ないといえますか、自治体の本当に独自の判断でできる、こういう構造になっているのです。

戻しまして、先ほど来、自治会ではない今、話題になっている補助金というのは、往々として国が地方自治体に補助金を出すのと、最終的に今、言った保育所とか、そういうふうに行くのですけれども、国が自治体にこれこれこういう事業をやりなさいよという補助金だけではなくて、末端の県とか自治体を通して補助金を出しているというシステムも当然あるわけなのです。その通す中で、市町村もこれだけ上乗せというか、例えば、国が2分の1であるならば、国が自治体に2分の1交付して、それで終わりではなくて、さらに、例えば、県は4分の1補助しなさいと、残りの4分の1は町が上乗せしなさいよと言って、一番最後の保育所なりなんなりというのに行く補助金というのがあるのです。今のお話というのは、その部類ですけれども。

そうすると、やはり大本というのは県の補助金適正化法という部分が一つの事務

手続となりますから、その部分ではフィルターなり審査が当然されているものであって、自治会なんかに交付するのは、地方自治法の中で自治体が独自にやるものとは違うものですから、市町村の裁量で4分の1を幾つにするかというのはなかなか難しい部分もございますし、審査は当然、国のほうの審査にのっとってなっていくというふうに解釈しております。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

話がいろいろごちゃごちゃしましたので、以上で質問を終わります。